太田市教育委員会 様

新入学児童生徒学用品費の受給に係る誓約書

新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けるにあたり、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

記

- 1 令和7年4月1日に公立の小・中・義務教育学校に入学すること。
- 2 新入学児童生徒学用品費受給後、次のいずれかに該当となった場合、 新入学児童生徒学用品費を返還すること。
- ①小・中・義務教育学校の入学日以前に太田市外に転出する場合
- ② 令和7年4月に公立の小・中・義務教育学校に入学しない場合
- ③ 世帯状況の変化、転居等で就学援助の認定が取消となる場合

令和	年	月	日	
住所				
入学予定者氏名				
申請者氏名				